

## 倉吉市文化財課所管行政財産施設の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市行政財産使用料条例（昭和39年倉吉市条例第17号。以下「条例」という。）及び倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、倉吉市文化財課が所管する次に掲げる行政財産（以下「文化財課所管行政財産施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 打吹玉川伝統的建造物群保存地区防災センターくら用心（主屋）（以下「くら用心」という。）
- (2) 倉吉市指定文化財旧牧田家住宅（主屋・付属屋）（以下「旧牧田家住宅」という）
- (3) 鳥取県指定保護文化財鳥飼家住宅

### (開館時間及び使用時間)

第2条 文化財課所管行政財産施設の開館時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、集会等のために使用する場合は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定によるもののほか、次に掲げる日を文化財課所管行政財産施設の休館日とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎年12月29日からその翌年の1月3日まで
- (2) 毎週木曜日（旧牧田家住宅の場合に限る。）

### (使用の許可)

第3条 文化財課所管行政財産施設を専用して使用しようとする者は、規則第149条第1項に基づき事前に行政財産使用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、くら用心を防災活動及び地区住民によるまちづくり活動の目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による提出（くら用心の使用の場合に限る。）は、使用を予定する日の2月前の日以降にこれを行うものとする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

3 市長は、使用を許可したときは、規則第149条第2項に基づき行政財産使用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

### (許可の条件)

第4条 市長は、使用の許可に当たり次の条件を付すものとする。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為等、公の秩序や善良な風俗を害する行為をしてはならないこと。
- (2) 許可を受けないで物品を販売してはならないこと。
- (3) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れのある行為をしてはならないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ等をしてはならないこと。
- (5) 喫煙、飲酒、又は火気（暖房器具及び防災関係を除く。）を使用してはならないこと。
- (6) 許可を受けた目的以外の目的に文化財課所管行政財産施設を使用し、又はその権利を第三者に譲渡する行為をしてはならないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をしてはならないこと。

- (8) 早朝及び夜間使用時の騒音等については充分配慮すること。
- (9) 使用を終了した時は、速やかに原状に回復すること
- (10) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出るとともに、その損害を賠償すること。
- (11) その他管理上支障があると認められる行為をしてはならないこと。

(許可の取消し)

第5条 市長は、火災等の災害その他特別な事情が発生した場合又は前条各号に掲げる条件を満たさない場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させるものとする。

(使用料の納付)

第6条 文化財課所管行政財産施設の使用の許可を受けた者は、条例第2条の規定により、別に定める使用料を納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか文化財課所管行政財産施設の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育長が許可した行為は、市長が許可した行為とみなす。

3 施行日前に教育長に対して行われた行政財産使用（変更）許可申請書の提出で施行日までに許可がなされていないものに対しては、市長に対して申請書の提出が行われたものとみなして、市長が許可を行う。